

## 社会福祉法人パステル 役員退職慰労金規程

### (目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人パステル（以下「法人」という。）の役員及び評議員等報酬規程第3条（3）退職手当に定める役員退職慰労金の基準について定めることを目的とする。

### (適応範囲)

第2条 本規程は、法人の常勤役員等に適用する。

### (支給対象)

第3条 役員退職慰労金は、円満に退任（死亡によるときを含む。）する場合に支給する。

- 2 役員の状態にあることのみによっては、役員退職慰労金を支給しない。ただし、評議員会が特段の決定を行った場合はこの限りではない。

### (退職慰労金の算出方法)

第4条 役員退職慰労金の支給額は、次の算式で計算した額の合計額とする。

#### (1) (常勤役員)

退職時月額報酬額 × 役位別在任年数 × 功績倍率

- 2 当法人職員と兼務している理事においては、退職時給料月額をもって退職時月額報酬額とみなす。

### (在任年数計算)

第5条 在任年数は役位ごとに計算する。

- (1) 在任年数は、就任日の属する月から起算して退任日の属する月までとし、1年に満たない期間は月割計算する。
- (2) 役位に異動のあったときは、異動日の属する月から新しい役位によって計算する。

### (功績倍率)

第6条 功績倍率は、役位ごとに次の通りとする。ただし、創設の理事長及び常務理事は理事会に図った上で、0.5の範囲内において加算することができる。

1. 理事長 …… 1.5
2. 常務理事 …… 0.8

- 2 前条において、本改正により減額となる場合には、その差額補填を行う。

(功労加算)

第7条 退任する役員について、特に功績が顕著と認められるときは、あらかじめ評議員会の決定により、第4条による金額の30%を超えない範囲内で、功労金を加算することができる。

(減額等)

第8条 退任する役員が、次の各号の一に該当するときは、役員退職慰労金の一部を減額し、又は支給しないことがある。

1. 法人に対し損害を与えたとき
  2. 解任されたとき
  3. 在任中の業績が通常期待される水準になかったと評議員会で認められたとき
- 2 第4条の定めにかかわらず、法人の経営に多大な影響をおよぼす等、役員退職慰労金を支給することが適切でないとするときは、評議員会の決定で役員退職慰労金を減額し又は支給しないことがある。

(支給時期)

第9条 役員退職慰労金の支給時期は、任期の満了・辞任又は死亡により退職した後3か月以内とする。ただし、法人の財務状況その他特別の事情があるときは、支給時期を延長し又は分割して支給することがある。

(弔慰金)

第10条 役員弔慰金は、次の額を基準とし、役位、在任期間、功績を勘案し、評議員会で決定する。

1. 業務上死亡の場合 . . . 死亡時月額報酬額の36カ月分
2. 業務外死亡の場合 . . . 死亡時月額報酬額の6カ月分

(遺族への支払)

第11条 死亡による退任の場合の、役員退職慰労金及び役員弔慰金の支給方法は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定による基準を準用する。ただし、同順位の遺族が複数いる場合には、そのうちの代表者に支給する。

- 2 前項の定めにかかわらず、生前に当該役員が受取人を指定し、法人が認めていたときは、その遺族に支給する。

(債務の弁済)

第12条 法人に対し弁済すべき債務がある役員等（死亡の場合の遺族を含む）は、支給された役員退職慰労金の全部又は一部をもって弁済を行うものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

(制改定の記録)

平成22年4月1日制定

この規定は、平成29年6月28日（定時評議員会の議決日）から施行する。